

森林環境税の活用に関する意見書

国は「平成30年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度の税制改正において、（仮称）森林環境税（以下「環境税」という。）及び（仮称）森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）を創設することとした。

この環境税の課税は平成36年度から始まるが、譲与税の交付は来年度から始まることになっており、その使途については、市町村が行う間伐や人材育成といった「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられ、一方、都道府県では「森林整備等を実施する市町村に対する支援等に関する費用」に充てなければならないとなっている。

このような中、東京都の面積の約4割は多摩・島嶼地域の森林であり、その恩恵を受けるべきは東京都民自身であることを考えると、東京都や都内の区市町村に交付される譲与税は、東京都の森林のために活用されるべきである。

よって、武蔵村山市議会は、東京都に対し、この環境税及び譲与税の創設に当たり、次の項目に取り組むよう強く求めるものである。

- 1 都内区市町村の譲与税の活用に関する担当窓口を設置すること。
- 2 都内の区市町村に交付される譲与税が、多摩産材など東京都の森林のために活用されるよう積極的に働きかけること。
- 3 東京都に交付される譲与税を活用し、林業従事者育成のための諸施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年12月21日

武蔵村山市議会議長

高山 晃 一

東京都知事 小池 百合子 殿